



三重県行財政改革取組 ロードマップ(工程表)

平成 24 年 3 月 三重県

目 次

I 人づくりの改革

【 職員力のさらなる向上 】

- 1 職員の意欲および能力の向上 1
- 2 高度な専門性と「協創」のスキルの向上 5
- 3 危機管理力の向上 7

II 財政運営の改革

【 歳出の見直し 】

- 4 徹底した事務事業の見直し 9
- 5 総人件費の抑制 10

【 歳入の確保 】

- 6 税収確保対策 12
- 7 新たな財源確保対策 15

【 健全な財政運営 】

- 8 県債発行の抑制と予算編成プロセスの見直し 18

【 県有財産の利活用 】

- 9 県有財産の有効活用と長寿命化 20

III 仕組みの改革

【 効果的・効率的な県政運営 】

- 10 政策を推進するための仕組みの見直し 22
- 11 県組織の見直し 25
- 12 外郭団体等の見直し 27
- 13 民間活力の有効活用 29
- 14 ITの効果的・効率的な利活用 31
- 15 広聴広報の充実 35
- 16 入札契約制度の着実な運用 39

1 職員の意欲および能力の向上

1 これまでの具体的取組内容

(1) 人材育成ビジョン

- 「三重県人材育成ビジョン」(平成 18 年 3 月改定)に基づき、職員研修センター、各所属及び各部局が、それぞれの役割を担って人材育成を推進(平成 18 年度～)
- 若年層の早期育成を図るとともに、より計画的、段階的に能力開発が行えるよう、人材育成ビジョンに基づき取り組む職員研修の推進方策である「人材育成を支える職員研修の推進に向けて」を改訂し、研修体系を見直し(平成 23 年 3 月)

(2) 勤務評価制度

- 管理職員にかかる勤務評価制度により評価結果を人事・給与へ反映(平成 12 年度～)。また、所属長に対する職員の意見を聞く「管理職員マネジメント支援制度」を実施(平成 20 年度～)
- 管理職員以外の職員を対象とする勤務評価制度として「県職員育成支援のための評価制度」の試行を開始し、必要に応じて見直しを行い運用(平成 20 年度～)

(3) 人事異動等

- 職員の意欲・能力を積極的に活用するため、自己申告による人材募集(平成 7 年度～)及びスペシャリストコースの人材募集を実施(平成 15 年度～)
- 人材育成ビジョンを踏まえ他の自治体等との人事交流を実施(平成 18 年度～)

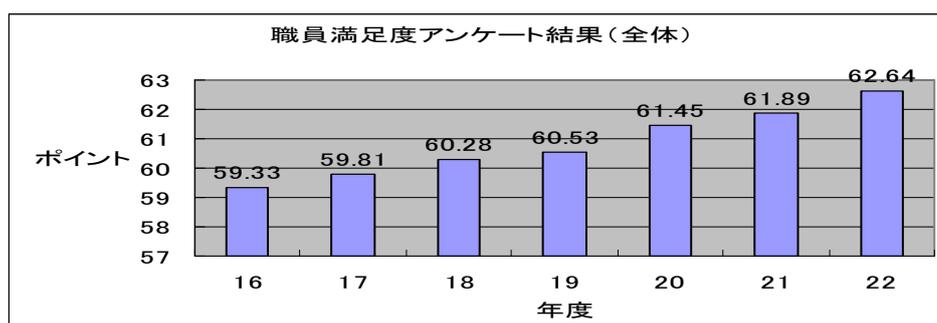
(4) 表彰制度等

- 自主的かつ創造的な改善実践の取組を讃える「率先実行大賞」を実施し、職員が意欲的に不断の改善を積み重ねることができる組織風土を醸成(平成 11 年度～)
- 職員満足度調査を実施し、職員の満足度や意欲・問題意識等を把握し、職員の満足度向上に向けた改善取組の資料として活用(平成 13 年度～)

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

- 平成 18 年度から職員研修センターで行ってきた職員研修については、参加率、内容理解度、業務活用度及び満足度が、それぞれ高い水準(88%～98%)を維持しており、職員の知識・技能の開発に成果がありました。
- 管理職員にかかる勤務評価制度、「県職員育成支援のための評価制度」、人事異動希望調書に基づくヒアリングなどの定着により、職員と管理職との対話の機会が増え、自由闊達な職場風土の醸成に向けた取組を進めてきたことで、職員満足度の向上を実現してきています。



- 管理職員にかかる勤務評価制度や「県職員育成支援のための評価制度」の試行はおおむね適切に運用されてきています。
- スペシャリストコースは40歳程度までの職員を対象として、平成15年から運用を開始し、9年間で43名がスペシャリストとして任用されており、税務コース（14人）、福祉コース（8人）などの分野において、業務に精通した職員が育成されています。
- 「率先実行大賞」には、近年、150を超える取組が応募され、賞創設時（93件）と比べ、意欲的な改善活動が増えています。

【課題】

- 人材育成ビジョンは、策定後5年が経過しており、県の人材育成の方向や手法、内容について、その後の社会の変化や県政の動きに整合させる必要があります。
- 現時点ではスペシャリストとして養成された職員について、今後、どのようなキャリア形成をしていくかが明確になっておらず、応募人数も減少傾向にあることから、スペシャリストが十分確保できていません。そのため、スペシャリストのキャリアデザインについて今後具体的に検討していく必要があります。
- 職員力や「協創」のスキルなどをより高めていくためには、国・他県・市町・民間企業など多様な組織との人事交流を充実・拡大していく必要があります。
- 管理職が部下職員と対話する機会は増えていますが、部下職員の意欲を高めるコミュニケーションのとり方などのノウハウの修得の機会は不十分な面があり、職場によってばらつきが見受けられます。
- 「率先実行大賞」への応募取組数は増えたものの、職場間で改善活動への取組の温度差が見受けられます。

改 革 の 方 向 性

- 県政運営を推進していくためのベースとなる「人」づくりについて、県を取り巻く社会状況の変化や「現場重視」などの県政の方向性を踏まえ、新たな方針を策定します。
- 職員一人ひとりの意欲や能力が最大限に発揮されるとともに、組織の目標が共有され、さまざまな行政課題に柔軟に対応することができる組織の実現（組織力の向上）を図るため、職員の勤務評価制度を確立します。
- 職員の意欲、責任感、専門性などを向上させ、組織の活力を高めていくため、職員が自分のキャリアを自ら選択し実現する手法や多様な組織との人事交流の推進など、人材育成のための制度・機会などの一層の充実・拡大に取り組みます。
- 幅広い職場で職員の意欲的な事業や改善活動が実施されるように、部下職員の意欲を高めるための管理職員の能力の向上や職員提案・表彰制度の拡充など、自ら変革していく組織風土づくりを進めます。

具 体 的 取 組

① 「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」の策定

「みえ県民カビジョン」に掲げる「県民との『協創』」「現場重視」「職員力の向上」などの考え方などを踏まえて、求められる人材像や能力を明確にし、人材育成の手法や進め方を示す「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」を平成 24 年度に策定します。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」の策定・運用	検討・策定	実施		

② 勤務評価制度の検証と構築

管理職員にかかる勤務評価制度を検証するとともに、現在試行している県職員育成支援のための評価制度の定着・施行を図り、能力や実績に基づく任用と処遇に取り組みます。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 管理職員にかかる勤務評価制度の検証・運用	検証	実施		
□ 県職員育成支援のための評価制度の運用	定着・施行			

③ 新たなキャリアデザイン支援制度の構築

職員の意欲を高めるため、新しい庁内公募制度やスペシャリストコースを構築するなど、平成 24 年度から、職員が自分のキャリアを自ら選択し実現できる機会の充実、拡大に取り組みます。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 新しい庁内公募制度及びスペシャリストコースの構築	実施			

④ 多様な組織との人事交流の推進

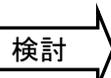
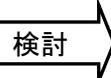
職員の視野と経験の幅を広げるとともに、幅広い人的ネットワークづくりなどを通じて、職員力や「協創」のスキルなどをより高めていくため、国・他県・市町・民間企業など多様な組織との新たな人事交流に積極的に取り組みます。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
□ 多様な組織との人事交流の推進	実施 			

⑤ 意欲の向上に向けた組織風土づくり

部下職員の意欲を高めるコミュニケーションのとり方などのノウハウを修得できる機会を提供するなど、各職場において職員の意欲を高めるための管理職員の能力向上を図ります。

また職員一人ひとりが、仕事の中で役立ち、認められていると実感しながら、意欲的に行動する組織風土づくりを進めるため、新たな職員提案制度の構築や「率先実行大賞」への応募促進に取り組みます。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
□ 部下職員の意欲を高める管理職員の能力向上	検討 	実施 		
□ 新たな職員提案制度の構築	検討 	実施 		
□ 「率先実行大賞」への応募促進	実施 			

【参考】「みえ県民カビジョン・行動計画」における指標

- ◆ 事務改善取組の実践(率先実行大賞への応募) 70%
(平成27年度目標値、参考:平成23年度現状値 41.4%)
「率先実行大賞」に応募した所属の割合。
- ◆ 人材育成に関する達成度 80%
(平成27年度目標値、参考:平成22年度現状値 78.1%)
職員の人材育成と研修に関するアンケート結果を数値に換算したもの。

2 高度な専門性と「協創」のスキルの向上

1 これまでの具体的取組内容

- 「三重県人材育成ビジョン」(平成 18 年 3 月改定)に基づき、職員研修センター、各所属及び各部署が、それぞれの役割を担って人材育成を推進(平成 18 年度～)(再掲)
- 職員研修センターでは、県職員として共通する基礎的、基本的な知識、考え方やスキルを習得し、体系的・段階的に能力開発ができるように職員研修を実施
- 各所属では、日常の業務に係る OJT を通じて、人を育てる職場風土づくりを、各部署では、業務に直結した専門性の開発を推進
- 若年層の早期育成を図るとともに、より計画的、段階的に能力開発が行えるよう、人材育成ビジョンに基づき取り組む職員研修の推進方策である「人材育成を支える職員研修の推進に向けて」を改訂し、研修体系を見直し(平成 23 年 3 月)(再掲)

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

- 平成 18 年度から職員研修センターで行ってきた職員研修については、参加率、内容理解度、業務活用度及び満足度が、それぞれ高い水準(88%～98%)を維持しており、職員の知識・技能の開発に成果がありました。(再掲)

【課題】

- 人材育成ビジョンは、策定後 5 年が経過しており、県の人材育成の方向や手法、内容について、その後の社会の変化や県政の動きと整合させる必要があります。(再掲)

改革の方向性

- 職員が、時代の変化に対応できる高度な専門性と現場を重視し「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけることができるよう、人材育成のための手法や進め方などについて検討するとともに、新たな研修体系を構築し、研修の充実を図ります。

具体的取組

① 高度な専門性と「協創」のスキルの向上に重点を置いた人づくり

人材育成にあたっては、時代の変化に対応し着実に施策を推進することができる専門的な知識と、「発信力」「説明力」「ホスピタリティ」などのスキルを身につけることに重点を置いて、その手法や進め方などについて検討します。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
□ 高度な専門性と「協創」のスキルの向上に重点を置いた人づくり	検討	実施		

② 新たな研修体系の構築と研修の充実

県職員としての基礎的、基本的な知識、考え方の習得に加え、県民の皆さんに成果をより届けるために必要な能力、スキルなどの開発が効果的にできるように、新たな研修体系の構築と研修の充実を図ります。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
□ 新たな研修体系の構築と研修の充実	検討	順次実施		

【参考】「みえ県民カビジョン・行動計画」における指標

◆ 人材育成に関する達成度 80%

(平成27年度目標値、参考:平成22年度現状値 78.1%)

職員の意欲とやりがい、能力の向上等の人材育成に関する項目についてのアンケート結果を数値に換算したものの。

3 危機管理能力の向上

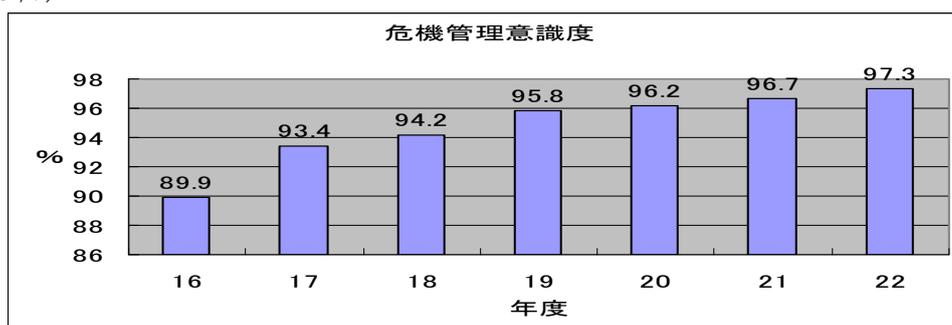
1 これまでの具体的取組内容

- 各階層別の昇任時基本研修において職階に応じた危機管理研修を実施することで、職員の危機管理意識の向上を図るとともに、室長危機管理研修、マニュアル訓練、テーブル訓練（新聞報道やヒヤリハット事例を活用した簡易な訓練）などの実施を通じて部局独自の危機に対応できる人材を育成（平成16年度～）
- 所属内での対話により、事業・制度に潜むリスクを把握し、未然防止対策を講じるとともに進行管理を実施（平成18年度～）

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

- 平成16年度から毎年実施している職員危機管理意識調査の結果によると、職員の危機管理意識は年々高まっています。（平成16年度89.9%→平成22年度97.3%）



【課題】

- 事業・制度に潜むリスクの把握については、これまでは、本庁中心で取り組んできましたが、地域機関の職員への浸透が十分ではありません。
- 職員危機管理意識調査の結果によると、職員の危機管理意識は高まってきたものの、依然として職員の1割が「危機発生時にとるべき行動を知らない」と回答しているなど、実際の行動に結びついていない面があります。

改革の方向性

- 危機の兆候を的確に察知し、適切な未然防止対策や迅速かつ的確な危機発生時の対応を行うことができるよう、未然防止対策の実効性を高めるとともに、それぞれの危機に効果的に対応できる人材の育成に取り組めます。

具 体 的 取 組

① 現場の担当者による未然防止策の強化

これまで本庁職員が中心となって実施してきたリスク把握(リスクの洗い出し)について、より対話が促進され、実効性のある対策を講じられるよう、実際の業務(事務分掌)に即し、現場の担当者が中心となってリスク把握を実施するよう見直します。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 現場の担当者によるリスク把握 (リスクの洗い出し)の実施				

② 現場における危機対応力を備えた人材育成

職員の危機管理意識は高まってきているものの、実際の行動に結びついていない面もあることから、危機発生時において、「現場でできることは現場でやる」という考え方のもと、現場における実際の対応に着目し、現場で指揮を執る管理者層の判断力、対応力の向上を図るとともに、現場が個別の危機に対して迅速かつ的確に対応できるよう、実践的な訓練、研修を通じて、危機対応力を備えた人材育成をより一層進めます。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 危機管理リーダー研修の新設				
□ 実践的な危機対応訓練の強化				

4 徹底した事務事業の見直し

1 これまでの具体的取組内容

- 毎年度の「成果の確認と検証」に基づく徹底した事務事業の見直しや予算編成での厳しい「選択と集中」による事業の重点化を実施

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

- 「成果の確認と検証」及び予算編成での事業の厳しい「選択と集中」を行い、事業の見直しに一定の成果をあげてきました。

(参考) 廃止・休止・リフォーム

平成 23 年度 160 件 △23 億円 (県費△8 億)、

平成 22 年度 125 件 △71 億円 (県費△12 億)

【課題】

- これまでの「成果の確認と検証」作業による事業見直しは庁内（主に事業担当部局中心（総務部は意見を提出））で行われてきましたが、さらに徹底した事業の見直しを行っていく必要があります。

改 革 の 方 向 性

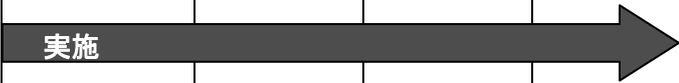
- 全ての事務事業をゼロベースから見直す「三重県版事業仕分け」の実施など、徹底した事務事業の見直しを行います。

具 体 的 取 組

① 「三重県版事業仕分け」の実施など、徹底した事務事業の見直し

厳しい財政状況を踏まえ、徹底した事業の「選択と集中」を図る必要があることから、外部の視点も入れて、全ての事業をゼロベースから見直す「三重県版事業仕分け」を平成 23 年度に実施し、平成 24 年度当初予算に反映しました。

また、毎年度、事業の成果を検証し、翌年度の当初予算編成に反映します。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 「三重県版事業仕分け」の結果を当初予算に反映	【実施】			
□ 事業の成果を検証し、翌年度当初予算編成に反映				

5 総人件費の抑制

1 これまでの具体的取組内容

(1) 職員数の見直し

- 県を取り巻く厳しい行財政環境や行政改革推進法及び「骨太の方針 2006」などの国からの要請を踏まえ、平成 17 年度から平成 22 年度の 5 年間の定員適正化計画を定め、組織体制の見直し、市町への業務移管、外部委託などによる業務効率化、事務事業の廃止・縮小などに取り組み、職員数の削減を推進

(2) 給与制度等の見直し

- 給与などの適正化にかかる取組については、従来から数々の見直しを実施してきており、平成 16 年度以降においては、給料については、退職時特別昇給の廃止、昇給停止年齢の引き下げ、給与構造の見直し、手当については、特殊勤務手当の見直し、管理職手当の定額化、退職手当の支給率引き下げや調整額の新設などによる構造の見直しなどを実施。また、旅費についても、県内出張における日当の廃止などを見直しを実施

(3) その他

- 県の財政状況を考慮し、平成 17 年度から、知事・副知事その他の特別職の給料を減額するとともに、管理職員の管理職手当の減額を実施。平成 23 年から、県の厳しい財政状況や防災対策等に対応するため、知事の給料・期末手当、副知事その他の特別職及び管理職員の給料の減額を実施

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

- 現在、定員適正化計画の期間は終了していますが、平成 23 年 4 月 1 日現在の職員数は平成 17 年 4 月 1 日現在に比べて、1,165 人（約 4.7%）減少しています。
- 時代的、社会的な変化を踏まえつつ、これまでに各種給与制度の見直しや特例的な給与の減額を実施してきており、「みえ経営改善プラン（改定計画）」（平成 17 年度～21 年度）で掲げた取組目標については、概ね達成しています。

【課題】

- 厳しい財政状況が続くなか、職員数の抑制を図るとともに、昇任などによる給与への影響などもあわせて、引き続き、給料、手当の制度のあり方について検討し、総人件費の抑制を図る必要があります。

改革の方向性

- 今後の県の財政状況などを踏まえたうえで、歳入・歳出の両面におけるさらなる見直しを行うとともに、職員数や給与の見直しなどにより、総人件費の抑制に取り組みます。

具 体 的 取 組

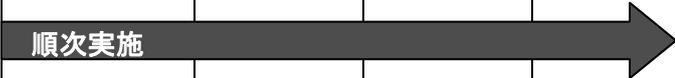
① 職員数の見直し

職員数の見直しについては、県民の皆さんへのサービス提供、職員の意欲、法令による配置基準などにも留意しながら、検討を進めていきます。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
<input type="checkbox"/> 職員数の見直し	順次実施 			

② 給与の見直し

給与の見直しについては、より適正な給与制度の企画、管理及び運用などの観点から、検討を進めていきます。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
<input type="checkbox"/> 給与の見直し	順次実施 			

6 税収確保対策

1 これまでの具体的取組内容

(1) 市町と連携した取組

- 市町と県が連携して地方税の税収確保を図るため、三重県地方税収確保対策連絡会議を設立（平成 12 年度～）、県・市町税滞納整理併任職員制度を創設（平成 12 年度～）
- 市町村税の徴収体制強化を目的とし、県内全市町で構成する三重地方税管理回収機構を設立（平成 16 年度～）
- 個人住民税の特別徴収^{*1}の加入促進を図る取組を推進（平成 21 年度～）
- 市町と県が連携して個人住民税の直接徴収^{*2}に取り組む、個人住民税特別滞納整理班を設置（平成 22 年度～）

^{*1} 給与支払者が従業員の支払給与から税を天引きし、納入する制度

^{*2} 地方税法に基づき、県が市町から徴収権を引き継いで徴収及び滞納処分を行う制度

(2) 県独自の取組

- 滞納者から差押えた不動産・動産をインターネットオークションを利用して売却する、インターネット公売を開始（平成 17 年度～）
- 納税者の利便性向上を図るため、コンビニエンスストアでの納付（自動車税）を導入（平成 19 年度～）
- 県民の皆さんに身近で、滞納件数の多い自動車税について、年度内で処理を完結させる単年度整理による滞納整理を強化（平成 23 年度～）

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

- 高額滞納案件の積極的な滞納整理や差し押さえ強化などにより、個人県民税を除く県税については、徴収率の向上や収入未済額の縮減が進んでいます。

（参考）県税徴収率の推移

項目／年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
県税計	97.3%	97.5%	97.6%	97.3%	96.4%	96.5%
個人県民税	90.8%	91.9%	93.8%	92.8%	91.6%	91.1%
それ以外の税	98.5%	98.6%	98.8%	98.9%	98.9%	99.1%

- 三重県地方税収確保対策連絡会議や三重地方税管理回収機構など、県と市町が共に税収確保に取り組む仕組みにより、収入未済額の縮減が進められています。

（参考）県税収入未済額の推移

（単位：百万円）

項目／年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
県税計(A)	5,602	5,624	6,444	7,016	7,281	6,836
個人県民税(B)	3,031	2,937	4,139	5,050	5,867	5,731
構成比(B/A)	54.1%	52.2%	64.2%	72.0%	80.6%	83.8%
それ以外の税(C)	2,571	2,687	2,305	1,967	1,414	1,105
構成比(C/A)	45.9%	47.8%	35.8%	28.0%	19.4%	16.2%

【課題】

- 個人県民税について、直接徴収と特別徴収の取組を市町と共に推進していますが、現状では未済額は高額に上っており、徴収率もそれ以外の税と比較し低くなっています。
- 自動車税の納期内納付率は税額ベース、件数ベースとも近年は連続して向上し、高い水準に達していますが、さらなる取組の強化が必要です。

(参考) 自動車税の納期内納付率の推移 (単位：百万円、件)

項目／年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
税額ベース	72.7%	74.4%	74.6%	75.4%	75.8%	76.7%
件数ベース	74.0%	75.6%	75.7%	76.5%	77.0%	77.9%

改革の方向性

- 県税の収入未済額の約8割を占める個人県民税の徴収対策を、さらに市町と共に進めます。
- 市町と連携したより効果的な徴収方策や徴収体制のあり方について、検討を進めます。
- 県民の皆さんが納税しやすい環境を整えるため、クレジットカード納税や自動車税を含む自動車保有関係手続きのワンストップサービスの導入などの取組を進めます。

具体的取組

① 個人住民税の徴収対策の推進

個人住民税の収入未済額が多額に上ることから、事業所への訪問や広報紙などの周知活動を通じた特別徴収制度への加入促進に加え、平成 26 年度からの特別徴収義務者の全指定^{※3}に向け、さらに取組を進めます。

また、県の滞納整理のノウハウを市町と共有しながら、直接徴収により県と市町が連携して組織的な滞納整理を実施していきます。

※3 地方税法に基づき、特別徴収義務者である事業主に対し、特別徴収を実施するよう市町が指定すること。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<input type="checkbox"/> 周知活動を通じた特別徴収制度への加入促進	実施			
<input type="checkbox"/> 特別徴収義務者の全指定の促進	実施		【全指定】	
<input type="checkbox"/> 直接徴収の推進	実施			

② 市町と連携したより効果的な徴収方策や徴収体制の検討

税源移譲などにより地方税の充実が図られており、今後、自主財源確保のための取組がさらに重要になります。これまでも県と市町が連携して税収確保対策を進めてきており、引き続き互いの信頼関係をベースとして、より効果的な徴収方策や徴収体制について検討を進めます。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
□ 市町と連携したより効果的な徴収方策や徴収体制の検討	検討			

③ 県民が納税しやすい環境の整備

クレジットカード納税の導入は、納税者の利便性の向上が見込めますが、導入に要するコストのほか、手数料が他の納税手段と比較して高額になるなどの課題があることから、既に導入している他の自治体での対応状況も参考にしながら、費用対効果の観点も含め、十分な検討を進めます。

また、自動車保有関係手続きのワンストップサービスの導入については、運用コストなどの課題があることから、全国的な取組状況を注視しつつ、運輸支局や警察など関係機関と連携しながら検討を進めます。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
□ クレジットカード納税導入に向けた検討	検討			
□ 自動車税を含む自動車保有関係手続きのワンストップサービスの導入に向けた検討	検討			

【参考】「みえ県民カビジョン・行動計画」における指標

◆ 県税の徴収率 96.9%

(平成27年度目標値(平成26年度実績値)、参考:平成22年度現状値 96.5%)

県税の収入額を調定税額で除した率。

7 新たな財源確保対策

1 これまでの具体的取組内容

(1) 広告収入の確保

- ホームページへのバナー広告の掲載（平成 18 年度～）
- 自動車税納税通知・共通使用封筒への広告掲載（平成 19 年度～）
- 県政だよりへの広告掲載（平成 20 年度～） など

(2) 特定目的基金の見直し

- 振興拠点地域基本構想推進基金など 6 基金を廃止及び文化振興基金・美術博物館建設基金を統合（平成 19 年度）

(3) 法定外目的税の導入

- 産業廃棄物税を導入（平成 14 年度～）

(4) 法人県民税の超過課税の実施（昭和 50 年度～）

- 福祉、中小企業振興、体育スポーツ振興、環境保全の目的のため、法人県民税の超過課税を実施

(5) その他

- 「資産アセスメント」の結果に基づき、未利用財産の民間などへの売却を推進
- 自動販売機設置者の選定に係る一般競争入札を実施（平成 22 年度～）

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

- 厳しい財政状況が続く中で、広告収入の導入や基金の見直しなどに取り組み、多様な財源を確保してきました。

（参考）

- ・ 広告収入 平成 23 年度見込み額 約 16 百万円
- ・ 産業廃棄物税 平成 23 年度見込み額 223 百万円
- ・ 法人県民税の超過課税 平成 23 年度見込み額 1,053 百万円
- ・ 未利用財産の売却 「第 1 次県有財産利活用計画」（計画期間平成 18 年度～20 年度）実績額 約 1,100 百万円
- ・ 自動販売機設置者の選定に係る一般競争入札
平成 23 年度から 25 年度までの契約金額 約 191 百万円（140 台分）

【課題】

- 厳しい財政状況が続く中で、引き続き広告収入の確保に取り組む必要がありますが、企業の経営状況も厳しく、広告が減少しています。
- ネーミングライツ導入の検討を行ってきましたが、事業で企業の協賛を実施している（三重県総合文化センター）、指定管理者に民間企業が参入している（三重県営サンアリーナ）、大都市部と異なり多くの人々に宣伝効果が期待できる施設がない、などの理由から導入できていません。

- 未利用の財産については、売却可能なものの処分に努めてきたところですが、今後、売却が困難な土地などの売却・貸付についても検討を行なう必要があります。

改 革 の 方 向 性

- ネーミングライツなどの多様な財源確保に取り組みます。
- 政策目的の達成に向けた新たな税の導入について検討を進めるとともに、ふるさと納税制度を活用した寄附の拡大に取り組みます。
- 未利用の県有財産の売却を積極的に進めます。

取 組 項 目

① 多様な財源確保策の導入

多様な財源確保のため、県有施設へのネーミングライツについて検討を行い、可能なものから順次導入を進めていきます。

また、公用車への広告掲載や県行造林(※)におけるオフセット・クレジット制度の導入、職員駐車場の有料化など、新たな財源確保策について検討を行い、導入可能なものから順次導入を進めていきます。

(※) 森林資源の造成および林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と契約を結び、民有林野(市町村有林野も含む)に対して造林を行い、その収益を土地所有者と分け合う仕組み。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ ネーミングライツの導入可否・導入手法の検討・導入	検討			
	順次実施			
□ 公用車への広告掲載	検討			
	実施			
□ 県行造林におけるオフセット・クレジット制度の導入	【認定取得】			
	実施			
□ その他の財源確保策の検討・導入	検討			
	順次実施			

② 新たな税の検討

政策目的の達成に向けた新たな税の導入について検討を進めます。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
<input type="checkbox"/> 新たな税の検討	検討			

③ ふるさと納税の推進

ふるさと納税制度を活用した寄附の拡大に向け、制度の周知や寄附していただきやすい環境づくりを推進します。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
<input type="checkbox"/> ふるさと納税制度の周知、寄附していただきやすい環境づくり	実施			

④ 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用（再掲）

未利用の県有財産の売却にあたっては、新たにインターネットオークションなどを活用し積極的な売却を行うとともに、貸付などの手法も検討し、未利用の県有財産を有効に活用します。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
<input type="checkbox"/> 未利用の県有財産の有効活用	実施			

8 県債発行の抑制と予算編成プロセスの見直し

1 これまでの具体的取組内容

- 緊急雇用・経済対策など必要な事業には的確に対応しつつ、総人件費の抑制や事務事業の見直しなど財政健全化に向けた取組を行い、県債の発行を抑制

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

- これまで、県債発行抑制に努めてきた結果、県債残高は他県と比較して低い水準にあります。

(参考) 将来負担比率：平成 21 年度 198.5 (全国平均 229.2)

平成 22 年度 191.3 (全国平均 220.8)

【課題】

- 県債残高の増加は、将来の元利償還金の増加をもちため、県債残高を抑制していくべきですが、県債残高は増加傾向にあります。
- 県債のうち臨時財政対策債については、実質的な地方交付税という性格であるとともに、国の地方財政対策によって決められます。また、災害復旧事業債は、災害発生時に迅速に対応すべきものです。このような、本県ではコントロールしがたいものを除く県債残高について、減少傾向に転じていく努力が必要です。

改革の方向性

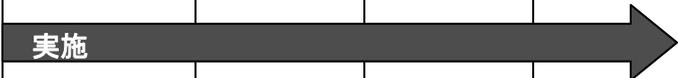
- 将来世代に負担を先送りしない、県債発行の抑制に配慮した予算編成を行います。
- 厳しい財政状況の中、限られた財源を的確に配分するため、より効果的・効率的な予算編成プロセスのあり方を検討します。

取組項目

① 平成 26 年度末の県債残高(※)を減少に転換

平成 26 年度末の県債残高(※)が平成 23 年度末よりも減少するよう、歳入・歳出面でのさまざまな取組を行い、可能な限り県債の発行抑制に配慮した予算編成を行います。

(※)一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地のないものを除く。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 可能な限りの県債発行の抑制	実施 			

② 予算編成プロセスの見直し

厳しい財政状況の中、限られた財源を的確に配分するため、より効果的・効率的な予算編成プロセスのあり方を検討します。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
<input type="checkbox"/> 予算編成プロセスの見直し	検討	実施		

【参考】「みえ県民カビジョン・行動計画」における指標

◆ 県債残高 8,185 億円

(平成 26 年度末目標値、参考:平成 23 年度末現状値 8,190 億円)

一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地のないものを除く。

9 県有財産の有効活用と長寿命化

1 これまでの具体的取組内容

- 県有財産の有効活用や未利用財産の売却を促進するため利活用計画を策定
平成 17 年度「第 1 次県有財産利活用計画」（計画期間平成 18 年度～20 年度）
平成 20 年度「第 2 次県有財産利活用計画」（計画期間平成 21 年度～23 年度）
- (1) 有効活用
 - 未利用財産の売却
平成 15 年度、平成 16 年度に実施した「資産アセスメント」の結果に基づき、未利用財産の民間などへの売却を推進
 - 一般競争入札による自動販売機設置場所の貸付
県有施設において自動販売機の設置場所の貸付を行うため、自動販売機設置業者を一般競争入札により選定（平成 22 年度～）
 - 公募による民間広告の掲出
本庁舎の県民ホールにおいて公募による民間広告枠を設定（平成 21 年 1 月～、現在 5 枠実施、1 枠あたり月 5,000 円）
 - 庁舎及び地域庁舎の清掃警備委託業務の仕様書の標準化
総合評価一般競争入札を実施するとともに業務実施計画書などの共有化を実施
- (2) 長寿命化
 - 施設保全コストの平準化・縮減を図るため国土交通省の提供する保全業務支援システムを用い建築・設備データの整理に着手

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

- 第 1 次県有財産利活用計画において未利用財産の売却実績は目標（約 10 億円）を上回る実績（約 11 億円）となり、また、自動販売機設置場所の貸付についても従来の目的外使用許可に基づく使用料に比較し大幅な収入増（約 1 億 9 千万円：約 41 倍）となるなど、県の自主財源の確保に資することができました。

【課題】

- 現在の利活用計画の計画期間が平成 23 年度に終了することから、未利用の県有財産の積極的な利活用や施設の適正な維持保全に向けさらに取り組んでいくため新たな県有財産の利活用計画を策定する必要があります。
- 未利用の財産については、売却可能なものの処分に努めてきたところですが、今後、売却が困難な土地などの売却・貸付についても検討を行なう必要があります。
- 施設の更新などにあたっては、民間活力の活用を検討する必要があります。
- 施設の適正な維持保全のために、施設のライフサイクルコストの分析や「県有施設適正保全計画（仮称）」の策定などにより施設保全コストの平準化・縮減を図る必要があります。

改 革 の 方 向 性

- 「みえ県有財産利活用方針」により、未利用の県有財産の有効活用を進めます。また、県有施設などの長寿命化により、施設保全コストの平準化を図ります。

具 体 的 取 組

① 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用

未利用の県有財産の売却にあたっては、新たにインターネットオークションなどを活用し積極的な売却を行うとともに、貸付などの手法も検討し、未利用の県有財産を有効に活用します。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用	実施			

② 民間活力を活用した施設整備・管理

施設整備および管理にかかるコストの平準化・縮減を図るため、施設の更新などにあたっては、民間活力を活用した施設整備・管理手法を導入します。また、導入した際には、その手法などについて各部局と情報共有を図ります。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 民間活力を活用した施設整備・管理	実施			

③ 庁舎など県有施設の長寿命化

施設保全コストの平準化・縮減を図るため、施設のライフサイクルコストの分析を行い、平成 24 年度に新たに「県有施設適正保全計画(仮称)」を策定します。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 庁舎など県有施設の長寿命化 (「県有施設保全適正計画(仮称)」の策定)	検討・策定	実施		

10 政策を推進するための仕組みの見直し

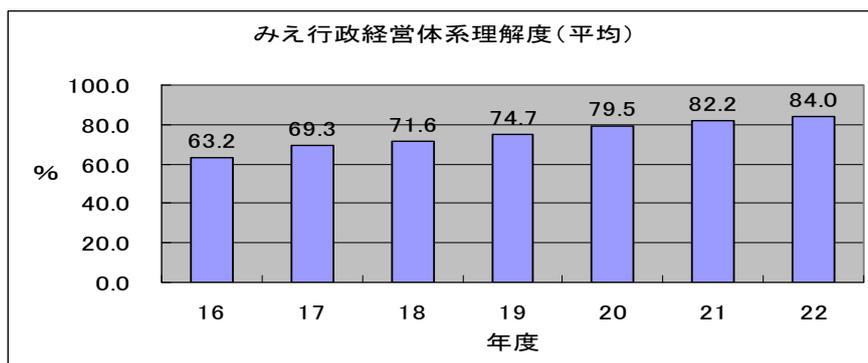
1 これまでの具体的取組内容

- 県の政策を推進するための仕組みについては、「経営品質向上活動」、「危機管理」、「環境マネジメントシステム」を県政のマネジメントのベースに位置づけ、「広聴広報・情報マネジメント」により県民ニーズなどを把握し、「戦略策定(PPLAN)」、「戦略展開(DO)」、「評価(SEE)」の各仕組みに反映することで、的確にマネジメントが行われるような基本的な枠組みで構成し運用（平成 16 年度～）
- 平成 16 年度の運用開始以降、大きな枠組については変更をしていないが、「みえ政策評価システム」の簡素化（平成 19 年度～）や「率先実行取組」において危機管理を必須記載項目にする（平成 18 年度～）など、各仕組みを改善
- この仕組みを的確に運用するためには、職員の理解が不可欠であることから、仕組みのあらましを紹介する冊子を作成のうえ、職員に周知するなど、職員の理解度向上に向けた取組を実施

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

- 職員の平均理解度が、初年度（平成 16 年度）の 63.2%から平成 22 年度の 84.0%に向上するなど、仕組みとしては定着してきています。



【課題】

- 各仕組みが、的確に時代の変化に対応できているのか、成果を県民の皆さんに届けることができているかなどの観点から見直していく必要があります。
- 「評価 (SEE)」の仕組みについて、施策などの評価結果が施策の目的に対する県民の皆さんの実感や現状から乖離しているのではないかと指摘があります。
- 制定から相当の年数を経過した条例の中には、制定後の社会情勢の変化に対応できていないものがあると考えられます。
- 危機に関する情報の一元的な集約や、各部門が一体となった危機への対応が十分でないという課題があります。

改革の方向性

- 県の政策を推進する仕組みなどについて、時代の変化に対応できているか、また、成果を県民の皆さんに届けることができているかなどの観点から、見直しを行っていきます。
- 危機管理について、平常時から危機管理情報を一元的に集約するとともに、危機対応における指揮・命令権が的確に機能する仕組みを整備します。また、迅速に危機事例の情報共有を行うとともに、危機発生時に行った対応について速やかに検証を行います。

具 体 的 取 組

① 政策を推進するための新たな仕組みの構築

県の政策を推進するにあたり、評価の結果を踏まえ、どのように変革・改善するのかを明確にするため、これまでのPDSサイクル(戦略策定・戦略展開・評価)をPDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に見直すなど、新たな仕組みを構築します。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 政策を推進するための新たな仕組みの構築・運用	検討・構築	実施		

② 政策評価（SEE）の仕組みの見直し

事業の成果を県民の皆さんにわかりやすく説明でき、評価に基づく次の事業展開において、より成果を上げることができるよう、事業の改善が進む評価(CHECK)の仕組みを導入します。

また、改善(ACT)の仕組みとして、取組の成果や改善方向を県民の皆さんにわかりやすく伝えられる「成果レポート」の公表などを行います。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 政策評価（SEE）の仕組みの見直し	検討	実施		

③ 条例の一斉点検・見直し

点検・見直しの方法について検討したうえで、公布後3年以内の条例などを除いた全ての条例について、一斉に点検・見直しを実施し、その結果を公表します。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 条例の一斉点検・見直し	検討	実施		

④ 危機管理の見直し

危機管理に関して全庁を統括する職として危機管理統括監を設置し、平常時から危機管理情報を一元的に集約するとともに、危機対応における指揮・命令権が的確に機能する仕組みを整備します。

また、未然防止策の検討が迅速に行われるよう平成 23 年度に導入した「危機管理リアルタイムメール」について、随時見直しを行い一層の活用を図るとともに、危機が発生した際の検証について、次に同様の危機が発生した際に迅速・的確な対応がとられるよう、平成 24 年度に新たな検証シートを導入します。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 危機管理情報を一元的に集約する仕組みの整備・運用	実施			
□ 危機対応における指揮・命令権が的確に機能する仕組みの整備・運用	実施			
□ 「危機管理リアルタイムメール」による情報共有	実施			
□ 危機対応の新たな検証シートの導入・運用	検討	実施		

11 県組織の見直し

1 これまでの具体的取組内容

- 組織体制については、環境の変化に的確に対応し、簡素で効率的・効果的であることが求められており、政策・施策体系を踏まえた本庁部局の編成や市町村合併に対応した地域機関の見直しなど、その時々課題に対応した不断の見直しを実施
- 近年の大きな見直しとしては、本庁では、総合的な文化施策を推進するため、教育委員会が担っている生涯学習に関する業務を知事部局に移管し、「生活部」を「生活・文化部」に改正（平成20年4月）、地域機関では、県民局を廃止し個別の事務所制へ見直し（平成18年4月）
- 組織運営については、グループ制導入以降、迅速で柔軟な組織運営をめざして、フラット制により運営（平成10年度～）

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

- 組織体制については、その時々政策課題などに応じて、適宜、見直しを図ることにより、効率的・効果的な事業実施が図られてきました。
- 組織運営については、意思決定の迅速化などのフラット制導入の目的については、一定の成果が認められます。

【課題】

- 「みえ県民カビジョン」の推進を図るため、新たな政策体系やビジョンの内容を踏まえた部局編成とする必要があります。
- 地域機関については、県民局廃止後、数年間が経過するなかで、あらためて、県民センターなどのあり方を検討する必要があります。
- 組織運営については、県民の皆さんから見てわかりやすいものとなっているか、現行のフラット制が適切なものとなっているか、などの観点からの検証が必要です。

改革の方向性

- 「みえ県民カビジョン」を着実に推進できる、わかりやすく、簡素で効率的・効果的な組織体制および組織運営の構築を図ります。

具 体 的 取 組

① 本庁部局の再編

以下の視点により、平成 24 年 4 月に本庁部局の再編を実施します。

- ① 「みえ県民カビジョン」を着実に推進できる組織体制の構築
- ② 県民の皆さんからわかりやすい、簡素で効率的・効果的な組織体制の構築

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<input type="checkbox"/> 本庁部局の再編	【実施】			

② 地域機関の見直し

県民センターなどの地域機関については、現行組織の課題を検証するとともに、現場重視の視点を含め、市町との役割分担、より成果を県民の皆さんに届けるための県民サービスや地域の特性を踏まえた組織のあり方など、さまざまな面から十分に検討を行います。その検討結果を踏まえ、平成 25 年度に必要な見直しを実施します。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<input type="checkbox"/> 地域機関の見直し	検討	実施		

③ 組織運営の見直し

現行のフラット制など組織運営のあり方について、県民の皆さんから見てわかりやすいものとなっているか、また、人材育成の面から適切なものとなっているかなどの観点から検証・検討を進め、その検討結果を踏まえ、平成 24 年度以降、可能なものから、順次、見直しを実施していきます。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<input type="checkbox"/> 組織運営の見直し	検討	順次実施		

12 外郭団体等の見直し

1 これまでの具体的取組内容

- (1) 団体のあり方、事業見直しなど
- 平成 10 年度の行政システム改革以降、12 年度策定の「外郭団体改革方針 2001」や 14 年度策定の「三重県外郭団体改革方針」に基づき、団体の使命、役割など団体のあり方や事業の見直しなどを行い、団体の統廃合、事業の整理縮小などを実施
 - 県関与のあり方についても、知事などの役員離任や県職員派遣削減など人的関与を縮小、財政的支援については事業の検証を行い、必要なものについては必要最小限の予算措置とするなど、見直しを実施（平成 10 年度～）
- (2) 団体経営評価など経営の安定化
- 「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」に基づき、団体経営評価を実施し、経営課題に対する取組方針や団体の達成目標、経営状況等を明らかにし、自律的で責任ある経営を促進するとともに、団体経営のリスクマネジメントとして、資金運用基本指針策定や基本財産の取り崩しについてルール化（平成 15 年度～）

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

- 平成 10 年度以降、存在意義や事業の必要性が薄れた 9 団体を廃止、類似団体や同じ分野の事業を行っている 20 団体を 9 団体に統合するなど、団体の見直しを進めてきました。
- 団体経営評価を継続的に実施することにより、団体運営における問題点を自ら把握し、それに対する方針を検討することで団体運営の改革・改善につなげるなど、団体の自律的な運営の実現につながっています。

【課題】

- 「三重県外郭団体改革方針」策定後、およそ 10 年が経過するなかで、社会経済情勢の変化も踏まえ、あらためて、団体の目的や事業内容について精査していく必要があります。また、公益法人制度改革などの制度的な変化も踏まえ、現状の団体への県の関与が適切かどうかを確認し、県が関与すべき部分と団体に任せる部分の整理検討が求められています。

改 革 の 方 向 性

- 社会経済情勢の変化に伴い、あらためて、団体の目的や事業内容についての精査を行い、必要な改革を実施します。また、財政的支援や人的支援など団体への県の関与のあり方について検討を進めます。

具 体 的 取 組

① 団体のあり方改革

「三重県外郭団体改革方針」策定後、およそ 10 年が経過するなかで、社会経済情勢の変化も踏まえ、事業目的の妥当性や団体実施の必要性、団体経営の視点などから、あらためて、平成 24 年度に団体の目的や事業内容についての精査を行い、平成 25 年度から各団体について必要な改革を実施します。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 団体のあり方改革	検討	実施		

② 団体への県関与の見直し

各団体の目的や事業内容も考慮のうえ、現状の団体への県の関与が適切かどうかを確認し、必要な見直しを実施したうえで、県が関与すべき部分と団体に任せる部分など、今後の県の関与のあり方について明確化を図ります。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 団体への県関与の明確化	検討	実施		

③ 公益法人制度改革に対応した新たな経営評価手法の検討

公益法人制度改革などの制度的な改革への対応に伴い、新たな公益法人における公益性と安定経営との両立や一般法人化に伴う出資関係の変化などの視点を踏まえ、団体の新たな経営評価手法を検討します。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 新たな経営評価手法の検討	検討	実施		

13 民間活力の有効活用

1 これまでの具体的取組内容

- 「県が担う領域の判断基準」により、行政が担うべき領域かどうかの判断を行ったうえで、「外部委託に係るガイドライン」（平成 18 年 6 月更新）に基づき、サービスの質の向上や業務の効率化を進める観点から民間活力の導入を推進
- 民間活力導入の手法については、かつての行政が直営ですべての業務を実施する直営方式から、指定管理者制度や地方独立行政法人制度など民間事業者の優れた技術やノウハウを活用する方式へと多様化が進み、三重県においても、これまでに 28 の公の施設に指定管理者制度を導入（平成 16 年度から順次導入）するとともに、三重県立看護大学を地方独立行政法人化（平成 21 年度～）するなど、業務の外部委託化を推進

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

- 指定管理者制度については、従来から管理委託を行っていた公の施設は全てに導入し、従来は直営で管理していた施設も含め、現在は 28 施設で指定管理者による管理を実施しており、制度の活用が図られています。
- 独立行政法人制度や業務の外部委託化など、その他の手法についても、制度の趣旨などを踏まえ、的確に導入を進めています。

【課題】

- 公共サービスの提供手法が多様化する状況で、直営も含め、手法を的確に選択することが必要です。
- 民間活力を導入済みの場合にも、その運用が的確になされているかどうかについて常に確認する必要があります。

改 革 の 方 向 性

- 県と民間との役割分担を明確にし、サービスの質の向上や業務の効率化を進める観点から、多様な公共サービスの提供手法を比較検討し、引き続き、民間活力の導入を図ります。
- 指定管理者制度や地方独立行政法人制度など、既に制度を導入済みの場合についても、サービスの質の向上や業務の効率化が図られているかどうかを適切に指導、監督していきます。

具 体 的 取 組

① 民間活力の導入に関する新たな指針の策定

指定管理者制度や市場化テストなど多様な公共サービスの導入に係る考え方をまとめた指針を、平成 24 年度に新たに策定します。

また、それに伴い、「外部委託に係るガイドライン」(平成 18 年6月更新)についても見直しを図ります。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 導入に係る考え方をまとめた新たな指針の策定・運用	検討・策定	実施		
□ 「外部委託に係るガイドライン」の必要な見直し・運用	検討・見直し	実施		

② 指定管理者制度の的確な運用

新たに公の施設が設置される場合や制度変更などにより指定管理者制度の導入が可能となった場合には、「指定管理者制度に関する基本方針」(平成 18 年6月策定)に基づき、制度の活用について検討を行います。

また、制度を導入した施設については、管理状況を把握し、的確に評価、監督を行い、利用者の利便性の向上など県民サービスの向上が図られるよう、不断の見直しを行います。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 指定管理者制度の的確な運用	実施			

③ 地方独立行政法人の円滑な運営

地方独立行政法人法に規定される対象業務について、必要に応じ、法人化についての検討を進めます。

また、既に地方独立行政法人化された機関について、円滑な運営により、業務の効率性やサービス水準の向上などが実現できるよう、適切に監督を行います。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 地方独立行政法人の円滑な運営	実施			

14 I Tの効果的・効率的な利活用

1 これまでの具体的取組内容

- I T投資にかかる予算要求前・契約前の審査・支援を実施（平成 18 年度～）
- I T投資全体を見通したP D C Aサイクルの確立について検討を開始（平成 22 年度～）
- 県と市町が連携して情報化の推進を図ることを目的に設置した「三重県電子自治体推進連絡協議会」などで、市町のクラウドコンピューティング導入を検討（平成 22 年度～）
- 三重県自治会館組合の実施する共有デジタル地図の更新事業に、市町と共に参画（平成 22 年度～平成 25 年度）
- 職員研修などによる三重県電子情報安全対策基準の徹底と、セキュリティ監査、脆弱性診断を実施（平成 21 年度～）

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

- I T投資の適正化、効率化の取組により、コスト削減や業務の効率化、セキュリティの向上などの効果が得られています。

（参考）I T投資にかかる予算要求前審査の状況

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
審査対象額	61 億 5 千万円	68 億 5 千万円	67 億 4 千万円	74 億 2 千万円	61 億 7 千万円
審査対象システム数	216 システム	211 システム	196 システム	197 システム	201 システム
審査の結果、削減した額	7 億 9 千万円	3 億 8 千万円	6 億 3 千万円	5 億 7 千万円	5 億 7 千万円

- 共有デジタル地図など、共同化のメリットが認められる情報システムについて市町との共同化を実現しました。
- 情報セキュリティ対策の取組により、安定したシステム運用が図られています。

（参考）情報セキュリティ監査の実施状況

県が保有している約 290 の情報システムすべてについて、平成 21 年度から 23 年度の 3 年間で、情報分野職員が行う監査（実地監査）または、情報分野職員が行う監査と同様の項目で各システム管理者などが自ら行う監査（セルフチェック）を実施しています。

年 度	実地監査	セルフチェック	計
平成 21 年度（実績）	4 システム	77 システム	81 システム
平成 22 年度（実績）	10 システム	97 システム	107 システム
平成 23 年度（予定）	12 システム	90 システム	102 システム
累 計	26 システム	264 システム	290 システム

【課題】

- IT投資の適正化を進めるため、システム運用後にシステム導入の効果を評価・検証し、以後の改善策に生かしていく必要があります。
- サイバーテロや大規模自然災害発生時の脅威から県が保有する重要情報等を守るため、職員の情報セキュリティマインドの向上など、引き続き、情報セキュリティ対策に取り組んでいく必要があります。
- 大規模災害発生時に備え、情報システムに関する業務継続計画（BCP）の策定が急務です。

改革の方向性

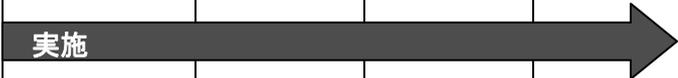
- 情報システム評価制度の導入により、IT投資にかかるPDCAサイクルを確立し、全庁の情報システムの適正化に向けたIT投資管理体制を構築します。
- 情報システムの導入にあたっては、クラウドコンピューティングなどさまざまな手法を検討し、それぞれのシステムに適した手法を採用していきます。
- サイバーテロや地震などの災害発生時に備え、情報セキュリティ対策を推進するとともに、情報システムに関する業務継続計画（BCP）を策定します。
- ITを活用した市町の事務処理の共同化を促進します。

具体的取組

① 情報システム評価制度の導入・運用

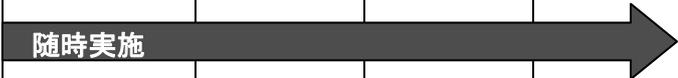
情報システムの統合化や効率化などによる全庁の情報システムの最適化を図るため、平成 18 年度から実施している予算要求前および契約前の審査や必要な支援に加えて、平成 24 年度から情報システム評価制度（※）を導入し、PDCAサイクル全体を見通した全庁的な IT 投資管理体制を確立するとともに、継続的な改善を進めます。

（※）システム開発や再構築時に想定した目的や創出される効果が、運用後に期待どおりに発揮されているかどうかを検証し、改善策に生かしていく取組。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 情報システム評価制度の導入・運用	実施 			

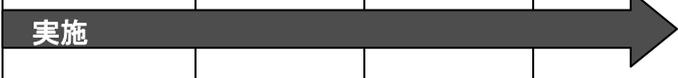
② 効率的な情報システム導入手法の採用

クラウドコンピューティングなど、さまざまな情報システム導入の手法を検討し、コスト削減や業務の効率化を進めます。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
<input type="checkbox"/> 効率的な情報システム導入手法の採用	随時実施 			

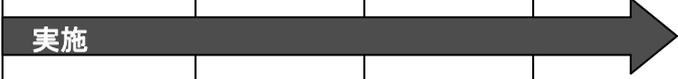
③ 情報セキュリティの確保

サイバーテロや大規模自然災害発生時の脅威から県が保有する重要情報などを守るため、職員研修やセキュリティ監査(実地監査、セルフチェック)、脆弱性診断などを通じて、職員の情報セキュリティマインドの向上や、情報システムのセキュリティ対策を推進していきます。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
<input type="checkbox"/> 情報セキュリティの確保(職員研修、セキュリティ監査、脆弱性診断)	実施 			

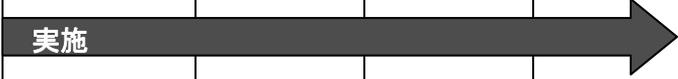
④ 情報システムに関する業務継続計画(BCP)の策定・見直し

大規模災害などの発生に備え、平成24年度に情報システムに関する業務継続計画(BCP)を策定するとともに、訓練などを通じて継続的な見直しを行っていきます。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
<input type="checkbox"/> 情報システムに関する業務継続計画(BCP)の策定・見直し	実施 			

⑤ 財務会計システムの共同アウトソーシング

自治体のクラウドコンピューティング推進の動向などを注視し、東日本大震災で公金収納データの保全が課題として明らかになったことも踏まえ、市町と共に会計事務の標準化を図り、将来的なクラウドコンピューティングの採用を視野に市町の財務会計システムの共同アウトソーシングへの取組を進めます。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
<input type="checkbox"/> 市町の財務会計システムの共同アウトソーシングの促進	実施 			

【参考】「みえ県民カビジョン・行動計画」における指標

- ◆ **新たな手法(システム評価等)による支援を実施した大規模システム数(累計) 28 システム**
(平成 24 年度～平成 27 年度の累計目標値、参考:平成 23 年度実績 なし)

システムの統合化や効率化などによる全庁情報システムの最適化を図るために、再構築にあたってシステム評価等による支援を実施した大規模システム数。

15 広聴広報の充実

1 これまでの具体的取組内容

(1) 県民の声を聴く取組

- 県民の声相談（県民の声データベースシステムを平成13年6月から稼働）
- 「e-モニター」（電子アンケート）（平成19年度～）
- 「一万人アンケート」（平成16年度～平成22年度）
- 「知事と語ろう本音でトーク」（平成15年度～平成22年度）

(2) 県民に県行政に関する情報を届ける取組

- 県広報紙やテレビ・ラジオの広報番組、新聞広告などマスメディアを活用した広報活動
- マスコミに情報を提供し記事やニュースに取り上げてもらうパブリシティ活動
- ホームページ広報

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

- 県民の声相談では、県民の皆さんから寄せられた意見・苦情などに対して誠実に応えとともに、対応状況についても公表してきましたが、意見を寄せられた県民へのアンケート調査では県の対応について「満足した」との回答が約40%となっています。
- 「e-モニター」（電子アンケート）や「一万人アンケート」により、県から県民の皆さんに対して働きかけ、県民の意識や実態把握に努めてきました。「e-モニター」のアンケートでは、回答者の70%を超える方から「県からの情報は伝わっている」との回答をいただいています。また、86%の方が「三重県政を身近に感じるようになった」と答えていただいています。
- 「知事と語ろう本音でトーク」では、広く県民の皆さんに参加していただきながら、県民の皆さんの質問に答えてきました。参加者のアンケートでは、県の取組を知ることができたなどの理由から、「満足」との回答が約70%となっています。
- マスメディアなどを活用した広報活動やパブリシティ活動などとともに、これら取組を通じて、県民の皆さんとの情報共有が一定程度進んできていると考えます。

【課題】

- 県政の課題を県民の皆さんも一緒に考え、参画してもらえるように、県民の皆さんが十分な情報収集を図れるよう取り組んでいくことが必要です。
- 県民の皆さんへの成果を第一に考え、より高めていくために、県民の皆さんの暮らしの現場に存在する様々な実態をより広く把握していく必要があります。
- テレビや新聞といったマスメディアや広報紙を利用するだけでなく、県民の皆さんの情報入手手段の多様化に対応して、県民ニーズを踏まえ、より適切な広報手段を選択し、効果的・効率的な広報を実施することが必要です。

- ホームページによる県政情報の提供は行われていますが、動画やメールマガジン、ツイッターなどのネット系インフラの積極的な活用が必要です。
- 広報したことに満足せず、広報効果や広報内容に対する意見などの把握に努める必要があります。
- 県民の皆さんに成果を届けていくためにも、全ての県職員が県の政策に関する理解を深めるとともに、様々な機会を捉えた積極的な情報発信に努める必要があります。

改 革 の 方 向 性

- 県民ニーズの把握については、より現場に近いところで県民の皆さんから直接意見を聞くなど、現場重視を徹底します。
- 県政に関する情報をわかりやすく、積極的に発信するとともに、情報公開制度などを的確に運用することにより、県民の皆さんとの情報共有を進めます。

具 体 的 取 組

① 幅広い県民のニーズや意識の把握

県民の声データベースシステムについて、幅広い県民意見を把握・整理し、県民の皆さんに見える形でホームページに掲載していきます。

また、「みえ県民意識調査」により、県民の皆さんの幸福実感の変化を把握し、「みえ県民カビジョン・行動計画」のマネジメントに生かしていきます。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
□ 県民の声データベースシステムの充実	検討	実施		
□ 「みえ県民意識調査」の実施	実施			

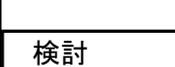
② 現場を重視した広聴活動の推進

現場感覚を反映した県政を展開していくため、生産者の方や地域活動に取り組みされている皆さんなどと直接対話し、各地域の課題について共に考える取組を推進していきます。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
□ 「みえの現場すごいやんかトーク」などの拡充	実施 			

③ インターネット広聴の拡充

県ホームページによるお知らせ情報などの発信に際し、内容が役に立ったか、わかりやすくなったかなどのアンケートを併用するなど、電子媒体の特性を活かしフルタイムで広報効果の把握収集を行っていきます。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
□ 新たなインターネットアンケートシステムの構築	検討 	随時実施 		

④ 県政のわかりやすい情報発信

県の施策や事業をよりタイムリーに、よりわかりやすく情報提供していくため、パブリシティ(※)など既存の広報媒体を積極的に活用するとともに、動画配信など視覚的要素を加えたインターネット広報を展開します。

(※)情報を積極的にマスコミに提供し、マスメディアを通して「報道」として伝達されるよう働きかける広報活動。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
□ インターネット放送局の拡充	検討 	実施 		

⑤ 新たな情報発信チャンネルの開設

県民の皆さんの情報入手手段の多様化に対応するため、ツイッターの活用など、県からの新たな情報発信チャンネルを開設していきます。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
□ 新たな情報発信チャンネルの開設	随時実施 			

⑥ 職員の広聴広報意識の向上

県民の皆さんがさまざまな機会に県政情報に触れ、県政への関心を高めていけるよう、職員一人ひとりが「広聴広報担当者」であるという意識の向上をめざします。このため、職員アンケートも実施しながら、効果的な広聴広報活動に資するハンドブックを作成するとともに、広聴広報キーパーソン会議や職員研修などを積極的に開催していきます。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
□ 広聴広報ハンドブックの作成・活用	検討・作成	実施		
□ 職員研修等の実施	実施			

【参考】「みえ県民カビジョン・行動計画」における指標

◆ 得たいと思う県情報が得られている県民の割合 60%

(平成27年度目標値、参考:平成23年度現状値 54.2%)

e-モニターを活用した調査で、得たいと思う県政情報が「十分入手できている」「概ね入手できている」と感じている県民の割合。

16 入札契約制度の着実な運用

1 これまでの具体的取組内容

● 物件関係

(1) 公正性・透明性・競争性の確保

- 入札にあたっては、原則として一般競争入札を適用（平成 18 年度～）
- 予定価格 5 万円以上のものは原則として電子調達システムにより調達（平成 21 年度～）。予定価格 5 万円未満のものは、「少額物品・役務等調達基準」に基づき、原則として地域事業者のローテーションによる随意契約で調達（平成 22 年度～）

(2) 品質の確保と地域事業者の育成

- 予定価格 500 万円以下の案件で県内事業者を入札参加対象とする地域調達型一般競争入札を導入（平成 19 年度～）。地域調達型一般競争入札の対象金額を WTO 案件に該当しない金額（予定価格 3,500 万円未満、平成 23 年度現在は 3,000 万円未満）に引き上げ（平成 20 年度～）
- 予定価格 2,000 万円以上の清掃・警備業務、情報システム調達などで総合評価方式の試行導入（平成 20 年度～）。試行拡大として予定価格 1,000 万円以上 2,000 万円未満の清掃・警備業務に簡易型の総合評価方式を導入（平成 22 年度～）
- 予定価格 160 万円以下の消耗品、備品の調達は原則として県民センター管内の事業者に参加者を限定（平成 21 年度～）
- 印刷物調達にかかる仕様書作成・積算の適正化に向け、本庁が調達する設計価格 100 万円以上のものは出納局が積算（平成 23 年度～）

● 工事関係

(1) 公正性・透明性・競争性の確保

- 入札にあたっては、原則として一般競争入札を適用（平成 19 年度～）
- 一般競争入札で入札参加者が 1 者の場合は原則入札を中止（平成 20 年度～）

(2) 品質の確保と地域事業者の育成

- 総合評価方式を試行導入（平成 16 年度～）、対象工事を予定価格 7,000 万円以上に拡大（平成 20 年度～）、予定価格 5,000 万円以上に拡大（平成 21 年度～）
- 工事の品質確保のため、低入札調査基準価格（最低制限価格）の算定式を改正（平成 21 年度～）
- 施工体制の確保を審査する施工体制確認型総合評価方式を導入（平成 23 年度～）

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【評価】

● 物件関係

- 公平性・公正性・透明性・競争性が高く、地域事業者の育成にも配慮したバランスのとれた制度として運用しており、平成 22 年 6 月に実施した事業者へのアンケートでは 73.3%の事業者が評価（地域事業者育成に配慮した制度の継続・拡大を希望）しています。

● 工事関係

- 一般競争入札の全面適用や 1 者入札の原則中止などの入札契約制度の改正により、公正性・透明性・競争性の確保が図られています。
- 総合評価方式の対象範囲の拡大、評価項目の拡充などにより、価格と品質が総合的に優れた調達が行われています。
- 低入札調査基準価格（最低制限価格）の改正、施工体制確認型総合評価方式の導入などの低入札対策により、工事の品質確保が図られるとともに地域建設業の育成につながっています。

【課題】

● 物件関係

- 厳しい経済情勢のなかで今後ますます価格競争が激化することが予想されることから、ダンピングの発生によって品質の低下を招くことのないよう努める必要があります。
- 電子調達システムの利用を一層推進して公正性・透明性・競争性を一層高めるため、システムの安定的な運用と機能改善に取り組む必要があります。
- 契約の相手方としてふさわしい事業者を選定するため、事業者にかかるデータを適切に把握・管理する必要があります。

● 工事関係

- 入札契約制度の公正性・透明性・競争性を確保したうえで、公共工事の品質を確保する必要があります。
- 建設投資が減少し地域建設業の疲弊が進むなか、災害時の緊急対応ができなくなる災害対応空白地帯の発生などが懸念されており、地域の安全・安心の確保に向け、地域に貢献できる建設業を育成する必要があります。

改 革 の 方 向 性

- 入札契約制度については、これまでの公正性・透明性・競争性の確保に加え、さらなる品質確保と地域事業者の育成にも配慮した見直しに向け取り組みます。

具 体 的 取 組

● 物件関係

① 最低制限価格制度（印刷業務）の試行導入・運用

印刷物の調達については、低価格での落札傾向が続いており、こうした状況はダンピングにつながる懸念があることから、印刷物の品質を確保するため、平成 24 年度に新たに一定の金額以上のものについて最低制限価格制度を試行導入し、その結果を検証していきます。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<input type="checkbox"/> 最低制限価格制度（印刷業務）の試行導入・運用				

② 電子調達システムの機能改善・最適化

公正性・透明性・競争性の向上に向けて、電子調達システム利用者の利便性を高めるため、システムの機能改善に取り組むとともに、次期システムに向け検討を行い、システムの最適化を図ります。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<input type="checkbox"/> 電子調達システムの機能改善				
<input type="checkbox"/> 電子調達システムの最適化	検討・構築			

③ 事業者データの適切な管理

契約の相手方としてふさわしい事業者を選定するため、原則として、電子調達システム等に登録のある事業者を対象に発注することとし、事業者データを適切に把握・管理します。

工程表	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
<input type="checkbox"/> 電子調達システム等に登録のある事業者を対象とした発注				

● 工事関係

④ 入札契約制度の適正な運用と品質確保

公正性・透明性・競争性の向上により、入札契約制度の適正な運用を図るとともに、さらなる低入札対策、総合評価方式の改善により、工事の品質を確保します。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
<input type="checkbox"/> 公正性・透明性・競争性の向上に向けた取組	実施 			
<input type="checkbox"/> 低入札対策・総合評価方式の改善	実施 			

⑤ 地域の安全・安心に向けた建設業の育成・支援

地震や異常気象など自然災害の発生が懸念される中、災害時の緊急対応など地域に貢献できる地域建設業の育成に向けた新たな取組により、地域の安全・安心を確保します。

工程表	24年度	25年度	26年度	27年度
<input type="checkbox"/> 「三重県建設産業活性化プラン（仮称）」(※)に基づく取組	実施 			

(※)「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」をめざして、建設産業の活性化に向けた取組をとりまとめたもの(平成23年度策定)。

【参考、工事関係】「みえ県民カビジョン・行動計画」における指標

◆ 受注者の地域・社会貢献度 95% (平成27年度目標値、参考:平成22年度現状値88.4%)

総合評価方式の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合。

**三重県行財政改革取組
ロードマップ(工程表)**

(平成24年4月以降のお問い合わせ先)

三重県総務部行財政改革推進課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2231

FAX 059-224-2125

E-mail gyoukaku@pref.mie.jp